

1段階 履修番号(2)例題とポイント

〈信号に従うこと〉

〈練習問題〉

- ① 前方の信号が青色から黄色に変わったとき、停止位置で安全に止まれるときでも、そのまま進むことができる。(ヒント 下記1-②参照)
- ② 前方の信号が赤色で同時に青色の矢印信号(右折)が出たとき、小型特殊自動車は右折できない。(ヒント 下記1-④参照)
- ③ 赤色の点滅信号で車や歩行者がないことがあきらかであったので徐行して通行した。(ヒント 下記1-⑦参照)
- ④ 警察官が東を向いて腕を垂直に上げているとき、南北の交通については黄色の灯火の信号と同じ意味である。(ヒント 下記1-ワンポイント参照)
- ⑤ 交差点で警察官が両腕を水平に上げているとき、警察官のからだの正面に平行する交通については、黄信号と同じ意味である。(ヒント 下記1-ワンポイント参照)
- ⑥ 警察官の手信号が信号機の信号と違っていたので、信号機の信号に従った。(ヒント 下記1-ポイントを参照)
- ⑦ 黄色の灯火の矢印信号は、自動車はその方向に進むことができる。(ヒント 1-⑤参照)

1. 信号機の種類と意味 教本 20~26

ワンポイント



まず初めに！！

車とは・・・自動車・原付・軽車両(自転車)

自動車とは・・・大型自動車・中型自動車・普通自動車
大型自動二輪車・普通自動二輪車・
大型特殊自動車・小型特殊自動車

※車と自動車の表現に含まれるものをしっかり、理解して下さい。

① 青色の灯火

- ・ 車(軽車両を除く)や路面電車は直進、左折、右折することができる。

原動機付自転車、小型特殊自動車は右折できる。 * 軽車両(自転車)は右折できない。

② 黄色の灯火

重要

〈原則〉車や路面電車は停止位置から先に進んではいけません。

(止まれ)

〈例外〉安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。

ワンポイント



路上では・・・信号の変わり目を予測して！！ジレンマゾーン(止まれるか、止まれないかを迷う範囲のこと)の正しい判断ができるようになりましょう！

安全に停止することができない場合とは・・・後続車に追突されそうとき

急ブレーキにより転倒しそうになるとき(二輪)

交差点内や横断歩道にかかって停止しそうとき

③ 赤色の灯火

- ・ 車や路面電車は停止位置をこえて、進んではいけません。

④ 青色の灯火の矢印

- ・ 車は矢印の方向に進むことができます。
- ・ 右折の矢印で、軽車両と二段階右折の原付は進むことができません。(小型特殊自動車は右折できます。)

⑤ 黄色の灯火の矢印

- ・ 路面電車は矢印の方向に進めますが、車は進んではいけません。(路面電車だけ!)

⑥ 黄色の点滅信号

- ・ 車や路面電車は他の交通に注意して進むことができます。 **(注意進行)**

⑦ 赤色の点滅信号

- ・ 車や路面電車は停止位置で一時停止し、確認後進むことができます。

(止まれの



標識と同じ)

重要

手信号・・・警察官の手信号は「腕を水平に上げている」「垂直に上げている」の2種類です。警察官の向きで意味が異なります。下図でことばも含めてしっかり理解しよう!

重要

ポイント

警察官のからだの正面に平行する交通は、青信号と同じ意味です。

警察官のからだの正面に平行する交通は、黄信号と同じ意味です。

警察官のからだの正面に対面する交通は、赤信号と同じ意味です。

対面はすべて赤

※警察官の手信号が、信号機の信号と異なる場合は警察官の手信号に従います。

2. 左折可の標示板 教本P26

- ① 道路の左端や信号機に「左折可」の標示板があるときは、信号機が赤や青であっても他の交通に注意して左折することができる。

3. 信号機に対する注意 教本P27. 28

- ① 信号機の信号は必ず前方(対面)の信号を見る。
- ② 信号機のほとんどが全赤信号になっている。(交差方向の信号が赤になっても対面の信号はすぐ青にはならない。)
- ③ 信号機には特定方向の信号が赤色に変わる時間をずらす時差式信号がある。
- ④ 横の信号が赤に変わったのを見て、前方の信号が赤なのに発進することを見きり発進といいます。
- ⑤ 前方の信号が青に変わっても、歩行者の中には渡りきれなかった人(残存歩行者)もいます。周囲の確認をしてから発進しましょう。

ポイント



最近は、高齢化社会に伴い高齢者の事故が多発しています。
特に横断歩道では、信号が変わってもマイペースに渡られている高齢者に要注意!!